



- I. 2019年における米国司法省のFCPAエンフォースメント
- II. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

2019年  
12月27日号

## I. 2019年における米国司法省のFCPAエンフォースメント

執筆者: 渋谷 卓司

12月4日、米国司法省(U.S. Department of Justice。以下「DOJ」といいます。)は刑事局 Brian A. Benczkowski 司法次官補(Assistant Attorney General)は、American Conference Institute 主催の第36回FCPA国際会議で、2019年のFCPA捜査・訴追等について述べました<sup>1</sup>。

本稿では、その発言(以下、「本発言」といいます。)の概要をご紹介しますことにより、2019年におけるDOJによるFCPAのエンフォースメントの特徴・傾向を概観したいと思います。

### 1 個人に対する訴追の増加

本発言においては、2019年に訴追した個人は34名、有罪答弁をした個人は30名に上り、いずれも過去最大数であることが紹介された上、これらの数字は、統計上の異常値等ではなく、個人の不正行為者の責任を追及するという当局の継続的な取組の表れであるとされています。

### 2 企業に対する堅調な訴追実績

本発言においては、個人に対する訴追は公判遂行等の労力を増大させるものの、企業に対する訴追等に悪影響を与えてはいないとされています。その例証として、本発言は、2019年においては、同週内に公表予定の案件<sup>2</sup>も含め7社に対し事件処理をしたことに加え、「FCPA Corporate Enforcement Policy」に基づき2社に対し不処分とした旨紹介した上、企業から徴収した罰金等の総額が(上記公表予定案件も含め)16億ドルに上り、この数字も、年間最高額だった2016年の13億ドルを上回ったと指摘しています。

<sup>1</sup> 発言全文はDOJのHP内の下記サイトで確認できます。

<https://www.justice.gov/opa/speech/assistant-attorney-general-brian-benczkowski-delivers-remarks-american-conference>

<sup>2</sup> 12月6日に公表された案件を指すと思われます。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

さらに興味深い発言として、本発言は、DOJ が、上記 FCPA による立件のほかに、マネーロンダリング罪や横領罪を駆使することにより、高レベルの海外汚職の摘発をしている旨指摘しています。

### 3 裁判事例の集積

本発言においては、個人の責任追及・訴追に注力することに伴い、FCPA 案件の正式裁判や判例法が産まれてきており、今後 10 年間で、FCPA に関する司法判断は大幅に集積されることになるだろうと言及されています。

上記の発言は、11 月に判決の下った Hoskins 事件に言及する際その導入としてなされたものではありませんが、個人の場合、企業に比べ、司法取引による解決よりも裁判による決着を志向する傾向が強いことを明確に述べた点で興味深いものと言えます。

### 4 企業に対する取組要請のための積極的な情報発信 -「企業コンプライアンス・プログラムに対する評価ガイドライン」と「FCPA Corporate Enforcement Policy」の各改訂

本発言においては、企業内の強力なコンプライアンスのプログラムと文化は、不正の発見のみならず強力な抑止力ともなるとして、訴追等に対する DOJ の考え方を発信することにより、企業によるコンプライアンスプログラムの強化を図るとの意図が表明されています。

その例として、本発言においては、4 月に改訂された「企業コンプライアンス・プログラムに対する評価ガイドライン」<sup>3</sup>と、3 月・11 月の 2 度にわたり改訂された「FCPA Corporate Enforcement Policy」<sup>4</sup>について言及されています。

### 5 まとめ

本発言については、発言されたフォーラムの性質上、DOJ としての取組姿勢をアピールする必要があったと考えられますが、その点を考慮したとしても、DOJ が 2019 年においても FCPA 違反に対する積極的な法執行姿勢を維持していることは、そこで紹介された検挙に係る各種数字からも十分見て取ることができます。その中にあるだけでも、DOJ は、企業に対してコンプライアンス・プログラムの推進・強化を強く迫る一方で、これを十分に履行した企業が早期に不正を発見し自主申告した場合、当該プログラムに違反して不正に関与した個人の責任を厳しく追求しつつ、当該企業には処罰の減免等を行うという、「めりはりの利いた」運用を志向する姿勢を打ち出しており、その姿勢は今後も維持されるものと考えられます。

FCPA リスクは万が一それが現実化したときには甚大な損害をもたらすものであることから、企業においては、そのリスクを適正に管理する観点から、DOJ が公表する各指針等を踏まえて、社内のコンプライアンス体制を整備・強化する取組を継続することが求められていると言えます。

以上

<sup>3</sup> 本ガイドラインの概要については、[本ニュースレター2019年5月号](#)掲載の拙稿「米国司法省『企業コンプライアンス・プログラムに対する評価ガイドライン』の改訂」をご参照ください。

<sup>4</sup> 3月改訂の概要については、[当事務所北米ニュースレター2019年5月号](#)掲載の平尾覚等「米国司法省によるFCPA Corporate Enforcement Policyの改訂」をご参照ください。

なお、11月の改訂内容は比較的マイナーなものでしたので、このうち、主要な事項のみを紹介します。それは、自主申告要件に係る用語変更であり、早期自主申告を勧奨する観点からなされたものと考えられます。具体的には、①自主申告の要件として「判明した全ての関連事実を開示する」とされていた点につき、「判明した」の前に「開示時点において」の語が追加され、②同じく自主申告の要件として「法令違反に実質的に関与し又は責任のある個人に関する事実を開示する」とされていた点につき、「法令違反(violations of law)」が「不正(misconduct)」に変更されました。



しぶや たかし  
**渋谷 卓司**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
ta\_shibuya@jurists.co.jp

クロスボーダーを含む危機管理・コンプライアンスを中心とする企業法務に従事する。国内外における国際カルテル・外国公務員贈賄・会計不正・インサイダー取引・相場操縦・品質偽装問題その他の不正・不祥事等、企業が直面する様々な問題事象につき、内部調査・当局対応・再発防止策の助言等を通じて、その対応をサポートしているほか、贈賄防止体制構築支援等、企業のグローバルなコンプライアンス体制推進の助言等を行う。1990年慶應義塾大学法学部卒業。2004年ジュネーブ国際大学経営学修了(MBA)。1992年検事任官。東京地検特捜部、法務省刑事局(刑事法制課、国際課)、外務省在ジュネーブ国際機関日本政府代表部等での勤務を経て、2010年退官し弁護士登録とともに当事務所入所。2013年よりパートナー弁護士。

## Ⅱ. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者: 木目田 裕、高林 勇斗、西田 朝輝、松本 佳子

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただきます。

【2019年11月29日】

### 改正外為法、公布

<https://kanpou.npb.go.jp/20191129/20191129g00171/20191129g001710004f.html>

外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」といいます。)の改正案が、2019年11月22日成立し、同月29日公布されました。外為法は、従前から、「国の安全」に関する事業(武器、航空機、原子力、サイバーセキュリティ等)や「公の秩序」に関する事業(電気・ガス、旅客鉄道等)に対する対内直接投資等について、それらの事業を営む上場会社株式の発行済株式総数又は議決権<sup>5</sup>の10%以上を取得する際に、事前届出を求めていました。今回の改正法は、まず、国の安全等を損なうおそれの大きい投資に該当しない場合に、事前届出を不要としています。その一方で、国の安全等を損なうおそれの大きい投資に該当する場合には、発行済株式総数<sup>6</sup>の1%以上を取得する外国投資家に対し、事前届出を求めることとしています。

【2019年11月29日】

### 金融庁、「記述情報の開示の好事例集」を更新(役員の報酬等)

[https://www.fsa.go.jp/news/r1/singi/20191129\\_2.html](https://www.fsa.go.jp/news/r1/singi/20191129_2.html)

金融庁は、2019年3月に公表した「記述情報の開示の好事例集」<sup>7</sup>について、「役員の報酬等」の開示の好事例を追加しました。

【2019年11月29日】

### 総務省、フェイクニュース対策の論点整理案を公表

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/platform\\_service/02kiban18\\_02000083.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/platform_service/02kiban18_02000083.html)

総務省は、プラットフォームサービスに関する研究会に対して、フェイクニュース対策についての論点整理案を提示しました。論点整理案では、フェイクニュース対策について、基本的に、プラットフォーム事業者による主体的な取組に任せつつ、仮にこれらの自主的取組が功を奏しない場合には、透明性・アカウントビリティ確保に関する行政からの一定の関与(プラットフォーム事業者

<sup>5</sup> 2019年10月26日に施行された対内直接投資等に関する政令の改正により、発行済株式総数の10%以上を取得する場合のほか、総議決権数の10%以上の株式を取得する場合も、事前届出が必要となりました(外為法26条2項7号、対内直接投資等に関する政令2条9項4号)([本ニュースレター2019年8月30日号](#)(「経産省、対内直接投資等に関する政令改正案を公表」)をご参照)。

<sup>6</sup> 現在のところ、上記の外為法の改正に対応した対内直接投資等に関する政令の改正は未公布です。

<sup>7</sup> [本ニュースレター2019年3月号](#)(「金融庁、『記述情報の開示に関する原則』及び『記述情報の開示の好事例集』を公表」)をご参照ください。

に対する行動規範策定の働きかけ、対応状況の報告の求め等)も視野に入れて検討を行うことが適当であるとの提言がなされています。

【2019年12月6日】

#### **改正独占禁止法関連の政令、公布**

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/dec/191203.html>

2019年6月19日に成立した改正独占禁止法のうち、課徴金の延滞金の割合の引下げに係る規定及び犯則調査手続における電磁的記録の証拠収集手続の整備に係る規定について、施行日を2020年1月1日とする政令が公布されました。また、独占禁止法施行令について、課徴金の延滞金の割合の引下げに係る規定を改正する旨の政令も公布されました。この政令についても、2020年1月1日から施行されます。

【2019年12月11日】

#### **経産省・中企庁、型取引の適正化推進協議会報告書を策定**

<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191211002/20191211002.html>

経済産業省及び中小企業庁は、「型取引の適正化推進協議会」の検討結果を踏まえ、型取引の適正化推進協議会報告書を公表しました。

詳細は、[本ニューズレター2019年10月31日号](#)(「経産省協議会、金型取引の取引適正化のための報告書を作成」)をご覧ください。

【2019年12月11日】

#### **改正会社法、公布**

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00252.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00252.html)

会社法改正案が参議院本会議で可決され成立し、2019年12月11日、公布されました。

改正法の内容は、[本ニューズレター2019年11月29日号](#)(「会社法改正案、修正の上、衆議院を通過」)をご覧ください。

【2019年12月13日】

#### **個人情報保護委、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」に関する意見募集を開始**

<https://www.ppc.go.jp/news/press/2019/20191213/>

個人情報保護委員会は、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」に関する意見募集を開始しました。同大綱のうち、事業者の守るべき責務に関する見直し案の内容は、下記のとおりです。

- ・ 個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に、個人から個人情報取扱事業者に対する保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げることとする。
- ・ 本人による開示請求に対する回答は、現状、書面の交付が原則であるが、この開示方法につき、電磁的記録の提供を含め、本人が開示方法を指示できることとし、請求を受けた個人情報取扱事業者は、原則として、本人が指示した方法により開示するよう義務付ける。
- ・ オプトアウト規定による第三者提供につき、対象となる個人データの範囲を限定する。
- ・ 個人情報取扱事業者による漏えい等報告を、法令上の義務として明記することとする。
- ・ 個人情報取扱事業者は、漏えい等報告の対象となる事象が発生した場合、原則として本人に通知しなければならないものとする。
- ・ 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのある方法など、適正とは認めがたい方法による、個人情報の利用を行ってはならない旨を明確化する。

【2019年12月17日】

#### **公取委、「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占**



**禁止法上の考え方」を公表**

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/dec/191217\\_dpfgl.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/dec/191217_dpfgl.html)

公正取引委員会は、「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を公表しました。

今般公表された「考え方」では、パブリックコメントの結果等を踏まえ、「優越的地位の濫用」として問題となり得る取引の要件のうち、「当該サービスとの代替可能性」及び「当該サービスの利用を停止することの困難性」について、より具体的な判断基準を明示するなどの変更が行われていますが、基本的な内容は、従前公表された同「考え方」の原案<sup>8</sup>から変更がありません。

【2019年12月24日】

**国土交通省、自動運転車の保安基準を公表**

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155190933&Mode=0>

国土交通省は、自動運転車についての道路運送車両法の改正を受けて、道路運送車両の保安基準等の改正案を公表しました。同改正案では、自動運行装置について下記の条件を満たすことが必要とされています。

- ・ 自動運行装置の作動中に走行環境条件を満たさなくなる場合、運転者に対し運転操作の引継ぎを促す警報を発生し、運転者に引き継がれない場合は停止すること。
- ・ 自動運行装置の作動中、運転者を常時監視し、運転者が運転操作を引き継ぐことができる状態にないときは、警報を発生すること。
- ・ 自動運行装置の作動状況が変化した時刻等の記録を原則として6か月以上保存すること。
- ・ サイバー攻撃から車両を保護するためのセキュリティを具備すること。
- ・ 自動運行装置について危険及び無効なプログラムの改変を防止する措置を具備すること。

上記改正案は、2020年3月に公布され、改正道路運送車両法の施行日<sup>9</sup>と同じ日に施行される予定です。

以 上

<sup>8</sup> [本ニュースレター2019年9月30日号](#)(「公取委、『デジタル・プラットフォームと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方(案)』を公表し、意見募集を開始」)参照。

<sup>9</sup> 公布の日である2019年5月24日から起算して1年を超えない範囲内とされている。



きめだ ひろし  
**木目田 裕**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[h\\_kimeda@jurists.co.jp](mailto:h_kimeda@jurists.co.jp)

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと  
**高林 勇斗**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[y\\_takabayashi@jurists.co.jp](mailto:y_takabayashi@jurists.co.jp)

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき  
**西田 朝輝**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[a\\_nishida@jurists.co.jp](mailto:a_nishida@jurists.co.jp)

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



まつもと けいこ  
**松本 佳子**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[ke\\_matsumoto@jurists.co.jp](mailto:ke_matsumoto@jurists.co.jp)

2017年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。